

平成18年7月1日

社団法人 第二地方銀行協会

三大疾病特約付団信の取扱い開始について

当協会では、従来の住宅ローン借入人を被保険者として死亡・高度障害を保障対象とする団体信用生命保険に、三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)も保障対象に加えた「三大疾病特約付団信」の取扱いを開始いたしましたので、ご案内申し上げます。

1. 名称

「第二地銀協三大疾病特約付統一団体信用生命保険」
(略称:「三大疾病特約付団信」)

2. 最高保険金額

6,000万円

(注1) 複数の当協会会員銀行で三大疾病特約付団信に加入する場合でも、最高保険金額はあわせて6,000万円となります。

また、すでに当協会会員銀行からお借入いただいている住宅ローンについて、「第二地銀協統一団信」(住宅ローン団信)に加入している場合、最高保険金額はあわせて1億円となります。

(注2) 保険金額が3,000万円を超える場合には、「告知書」に加え、医師による健康診断結果証明書の提出が必要となります。

3. 保障内容(保険金支払要件)

(1) 死亡保険金

死亡したとき

(2) 高度障害保険金

所定の高度障害状態に該当したとき

(3) 三大疾病保険金

○ 悪性新生物(がん)

所定の悪性新生物(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)と診断確定されたとき

(注) 責任開始日からその日を含めて90日の間に診断確定された悪性新生物及びその再発・転移等は支払対象外。

○ 急性心筋梗塞・脳卒中

急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、60日以上所定の状態が継続したと診断されたとき

4. 取扱開始日

平成18年7月1日

ただし、銀行ごとに取扱開始日が異なりますので、住宅ローンをお申込みされる銀行にお問い合わせ下さい。

〔平成18年7月からの取扱予定銀行は12行となっておりますが、その他の銀行においても、順次、取扱いを開始する予定となっておりますので、お取引いただく銀行の取扱開始時期については、直接、銀行へご照会下さい。〕

[本件に関するお問い合わせ先]

第二地方銀行協会 業務部(担当:佐藤、加藤 TEL03-3262-2407)